

## 子どもの権利条約カード

<p><b>第1条 子どもは18才未満</b></p> <p>この条約では18才になっていない人を子どもとします。</p>	<p><b>第2条 差別されない</b></p> <p>子どもは、人種、性別、文化、意見、障害、生まれたところなどの理由で差別されません。国はできることを全てします。</p>
<p><b>第3条 その子どもにとって最もよいことを</b></p> <p>子どものために何かを行うときは、その子どもにとって最もよいことは何かを考えた上で行います。</p>	<p><b>第4条 国がすべきこと</b></p> <p>国は、この条約で認められた権利を実現するために、できることは全てします。</p>
<p><b>第5条 父母（保護者）はふさわしい指導を</b></p> <p>父母（保護者）は、その子どもの成長のためにふさわしい指導をする責任と権利があります。</p>	<p><b>第6条 一人一人の子どもの生命を大切に</b></p> <p>子どもの生命は大切にされます。子どもの生命が大切にされ、子どもが成長できるよう、国はできるだけのことをします。</p>
<p><b>第7条 名前と国籍を持てる</b></p> <p>生まれた子どもは、名前と国籍（こくせき）を持てます。また、できるだけ父母を知り、父母によって育てられます。</p>	<p><b>第8条 国籍や名前等は大切にされる</b></p> <p>子どもの国籍（こくせき）や名前等は大切にされます。これらが大切にされていない時は、国はなるべく早くよい状態にします。</p>
<p><b>第9条 父母から引き離されない</b></p> <p>子どもは父母から引き離されません。一緒（いっしょ）に暮らさない方がその子どもにとって最もよいと考えられる場合を除きます。</p>	<p><b>第10条 別の国にいる父母と会える</b></p> <p>子どもが父母と別の国に住んでいる時、国は一緒（いっしょ）に暮らせるよう、または定期的に会えるよう努力します。</p>
<p><b>第11条 自分の国で暮らせる</b></p> <p>子どもは自分の国で暮らせます。国は、子どもが外国に連れ去られたり、外国から帰れなくなったりしないようにします。</p>	<p><b>第12条 自分の意見を表明できる</b></p> <p>子どもは自分の意見を表明できます。子どもの意見は、子どもの成長ぶりにあわせて大切にされます。</p>
<p><b>第13条 自由に表現できる</b></p> <p>子どもは色々な方法で情報を手に入れたり、表現したりできます。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。</p>	<p><b>第14条 思想・良心・宗教を決められる</b></p> <p>子どもは思想・良心・宗教を自分で決められます。父母（保護者）の考えは、子どもの成長ぶりにあわせて大切にされます。</p>
<p><b>第15条 集会を開ける</b></p> <p>子どもは自分たちの会を作ったり、その会に集まったりできます。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。</p>	<p><b>第16条 プライバシーを守れる</b></p> <p>子どもは私生活をあばかれたり、名誉（めいよ）を傷つけられたりしません。国はそのような行いから子どもを守ります。</p>
<p><b>第17条 よい情報を手に入れられる</b></p> <p>子どもが心や体を成長させるためによい情報を手に入れられるよう、国はテレビ番組を作る人や本を作る人たちに働きかけます。</p>	<p><b>第18条 子どもの成長は父母（保護者）の責任</b></p> <p>父母（保護者）は子どもの成長に責任をもちます。国は、父母（保護者）が責任をはたせるよう応援します。</p>
<p><b>第19条 ひどい行いから守られる</b></p> <p>子どもの心や体に暴力をふるう、子育てをやめてしまう、その他の色々なひどい行いを受けないよう、国は子どもを守ります。</p>	<p><b>第20条 家族を奪われた子どもは守られる</b></p> <p>何かの理由で、家族を奪（うば）われた子どもや、家族と一緒に（いっしょ）に暮らせなくなった子どもが成長できるよう、国は子どもを守ります。</p>

子どもの権利条約カード

<b>第21条 養子縁組をよい形にできる</b>	
養子縁組（ようしえんぐみ）をする時は、それが子どもにとって最もよいこととなるよう、国は丁寧（ていねい）に手続きを進めます。	チェック1
	チェック2

<b>第22条 難民の子どもは守られる</b>	
難民の子どもが成長できるよう、また、はなればなれになった父母（保護者）と会えるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1
	チェック2

<b>第23条 障がいのある子どもの成長は保障される</b>	
障がいのある子どもができるだけ自立し、社会に参加しやすくなるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1
	チェック2

<b>第24条 健康を保てる</b>	
子どもは健康を保てます。子どもが病気の治療（ちりょう）や予防を受けられるよう、国はできるだけのことをします。	チェック1
	チェック2

<b>第25条 よい治療を受けられる</b>	
心や体の治療（ちりょう）を必要とする子どもは、よい治療（ちりょう）を受けられるよう、国に定期的に病院等の状況（じょうきょう）をチェックしてもらえます。	チェック1
	チェック2

<b>第26条 医療保険等を受けられる</b>	
子どもは、医療（いりょう）保険等のサービスを受けられます。家計が苦しい等の家庭の事情を考えながら、国はサービスをします。	チェック1
	チェック2

<b>第27条 生活水準を保障される</b>	
子どもは、心や体が成長するために必要な生活水準を保障されます。家計が苦しい家庭に対しては、国はできるだけのことをします。	チェック1
	チェック2

<b>第28条 教育を受けられる 義務教育はタダ</b>	
子どもはタダで義務教育を受けられます。また、上級学校へ進むチャンスを与えられます。学校のきまりは子どもを大切にします。	チェック1
	チェック2

<b>第29条 よい教育を受けられる</b>	
子どもは、心や体の能力を精一杯発達させ、人権・文化・文明・地球環境を大切にす、よい教育を受けられます。	チェック1
	チェック2

<b>第30条 少数民族・先住民の文化は守られる</b>	
少数民族や先住民の子どもは、自分たちの文化を大切にし、宗教を信じ、言葉を使うことができます。	チェック1
	チェック2

<b>第31条 休みを楽しめる</b>	
子どもは休みを与えられ、子どもらしい遊びをすることができます。また、文化的・芸術的な生活に参加できます。	チェック1
	チェック2

<b>第32条 ひどい働き方をさせられない</b>	
子どもが安すぎる給料で働かされ、また、危ない仕事や、心や体の成長によくない仕事をさせられないよう、国は子どもを守ります。	チェック1
	チェック2

<b>第33条 麻薬等から守られる</b>	
子どもが麻薬（まやく）を使って心や体を壊（こわ）したり、麻薬（まやく）の製造・売買の仕事に就（つ）いたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1
	チェック2

<b>第34条 性的にイヤなことをさせられない</b>	
子どもがお金もうけのために性的にイヤなことをさせられたり、性的な暴力を受けたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1
	チェック2

<b>第35条 誘拐されない 取引されない</b>	
子どもが誘拐（ゆうかい）されたり、売られたり買われたりすることがないように、国は予防に努めます。	チェック1
	チェック2

<b>第36条 あらゆる悪用から守られる</b>	
子どもが、子どもの成長によくないことをさせられながらお金もうけをさせられたりしないよう、国は子どもを守ります。	チェック1
	チェック2

<b>第37条 自由を奪う時も子どもらしく</b>	
子どもを逮捕（たいほ）し、自由を奪（うば）う時は、子どもの年齢にあった取りあつかいをします。拷問（ごうもん）・死刑はいけません。	チェック1
	チェック2

<b>第38条 戦争から守られる</b>	
15才未満の子どもは兵士とされてはいけません。戦争の被害にあった子どもを守るため、国はできることを全てします。	チェック1
	チェック2

<b>第39条 被害から回復できる</b>	
ひどい取りあつかいを受けたり、戦争の被害にあったりした子どもの心や体が回復するよう、国はできることを全てします。	チェック1
	チェック2

<b>第40条 将来を大切にされた裁判を受けられる</b>	
子どもは公正な裁判を受けられます。また、他の人の人権を尊重できる人間となって社会に復帰できるよう取りあつかわれます。	チェック1
	チェック2